

議案第 43 号

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 6 月 12 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正  
する省令(平成 30 年厚生労働省令第 46 号)が平成 30 年 4 月 1 日から  
施行されたことから、現行条例の一部を改正する必要があるので、本  
条例案を提出するものである。

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が  
適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。